

2013年度  
民事訴訟法講義  
3

関西大学法学部教授  
栗田 隆

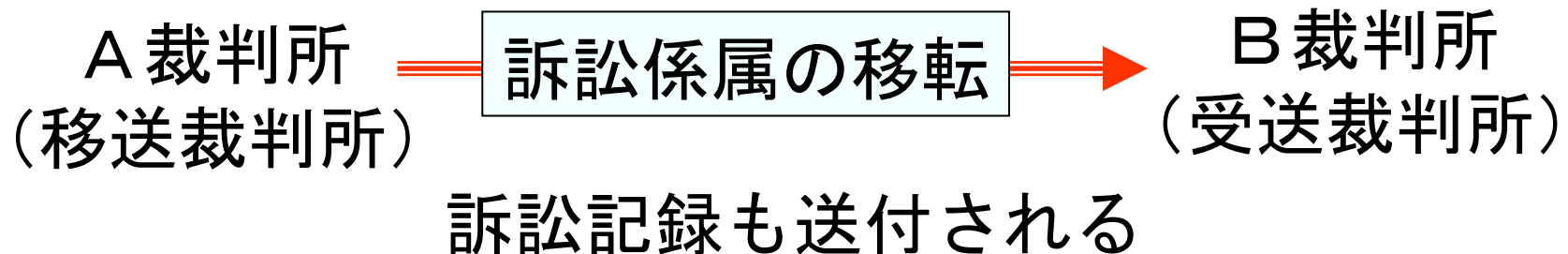
## 裁判所

- 移送（16以下）
- 国際裁判管轄（説明は簡単にする）

# 移送の意義

---

- 訴訟係属 特定の事件の当事者と特定の裁判所との間に訴訟法律関係が生じている状態
- 移送 ある裁判所に生じている訴訟係属を、その裁判所の裁判により、他の裁判所に移転させること。



## 管轄違いによる移送（16条）

---

- 要件 管轄違い
- 申立てにより又は職権で移送する
- 管轄権を有しない裁判所  
→ 管轄権を有する裁判所

## 遅滞を避ける等のための移送 (17条)

---

- 要件 著しい遅滞の回避または当事者の衡平
- 申立てにより又は職権で移送**することができる**。
  1. 職権で移送する場合には、当事者の意見を聴くことができる (規8条2項)。
  2. 移送の申立てがあった場合には、相手方の意見を聴く (規8条1項)。
- 管轄権を有する裁判所  
→ 管轄権を有する裁判所

## 簡易裁判所の裁量移送 (18条)

---

- 要件 相当であること
- 申立てにより又は職権で移送**することができる。**  
意見聴取につき、規8条参照。
- 管轄権を有する簡易裁判所  
→ 簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所
- 受送裁判所が事物管轄権を有していなくてもよい。移送により管轄権が生ずる。

# 相手方の同意がある場合の 必要的移送（19条1項）

---

- 要件 相手方の同意
- 申立てと相手方の同意があれば、移送しな**け**れ**ば**ならない。ただし書がある。
- 簡易裁判所または地方裁判所  
→ 申立てにおいて指定された地方裁判所または簡易裁判所（受送裁判所が管轄権を有していなくてもよい）

# 不動産に関する訴訟の 必要的移送 (19条2項)

---

- 要件 不動産に関する訴訟
- 被告の申立てがあるときは、移送しなければならぬ。ただし書がある。
- 管轄権を有する簡易裁判所  
→ 簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所

# 特許権等に関する訴訟の 拠点裁判所からの移送（20条の2第1項）

---

- 要件 著しい損害又は遅滞を避けるため移送の必要があること
- 申立てにより又は職権で移送**することができる。**
- 6条1項の規定により専属管轄権を有する拠点所  
裁判所 →
  1. 4条・5条若しくは11条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所、又は、
  2. 19条1項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所



# 特許権等に関する訴訟の 控訴審での移送 (20条の2第2項)

---

- 要件 6条3項により特許権等に関する訴訟について大阪地裁がした終局判決に対して東京高裁に控訴が提起された場合
- 申立てにより又は職権で移送**することができる。**
- 東京高裁  
→ 大阪高裁

# 簡易裁判所での 反訴提起に伴う移送 (274条)

---

- 要件 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をしたこと
- 反訴被告の申立てがあるときは、本訴及び反訴を移送しなければならぬ。
- 本訴について管轄権を有する簡易裁判所  
→ 簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所

## 設 例

---

福岡市内に住所を有するYは、東京都港区内に本店を有するX会社の福岡支店で商品を代金後払いで購入したが、欠陥商品であったので、代金の支払を拒絶した。X会社が代金200万円の支払の訴えを東京地裁に提起した。売買契約書には、東京地裁を専属管轄裁判所とする旨の条項が入っていた。Yが事件を福岡地裁に移送することを申し立てた場合に、認められる可能性はあるか。なお、Xは、福岡地裁への移送に反対している。

# 国際裁判管轄

---

- ある事件について、当事者や訴訟物に関して外国に関係する要素が含まれている場合がある。
- 外国に関係する要素を**渉外的要素**という。
- 渉外的要素を含む事件を**渉外事件**という。
- 渉外事件については、どの国の裁判所が裁判権を行使することができかが問題となる。複数国間の裁判権行使の分担を**国際裁判管轄**という。分担は、時に、事件の取合いや押付合いになる。
- 国際的な移送制度は、まだない。

# 直接管轄と間接管轄

---

- **直接管轄** 日本が日本の裁判所が裁判権を行使することができる場合には、日本が国際裁判管轄権を有するという。3条の2以下で規定されている。この場面で問題となる管轄を直接管轄という。
- **間接管轄** 外国の裁判所が下した判決を日本が承認する要件の一つとして、その外国がその事件について国際裁判管轄権を有することが必要とされている。118条1号。この場面で問題となる管轄を間接管轄という。

# 直接管轄と間接管轄の不一致

---

- 相互主義（118条4号）との関係で、直接管轄と間接管轄とは一致していることが好ましい。そうでないと（直接管轄よりも間接管轄の方が狭いと）、相互主義をとる外国が日本の判決を承認しない可能性が高まる。
- しかし、直接管轄と間接管轄とは、別個の考慮により決定されるので、それぞれの範囲が異なるのはやむを得ない。日本は、直接管轄を広くしており、間接管轄はこれよりも狭くなるであろう。
- 相互主義との関係で、間接管轄も明確であることが望まれる。日本法は、直接管轄について、特別事情による訴え却下の制度（3条の9）を設けているので、直接管轄も間接管轄も予測困難な状況にある。